

# ご 案 内

送信日: 令和5年7月13日

送付先: 組合員 各位

差出人: 前 川 肇

〒514-0009 三重県津市羽所町700 アスト津7F

三重県石油商業組合 / 三重県石油業協同組合

TEL: 059-225-5981 / FAX: 059-226-5543

## ■ お知らせ

### ■ 件 名 中小企業等事業再構築促進事業補助金について

令和5年度末まで残り2回程度の公募が予定されています。

#### 変更点

1. 基本の申請要件からコロナの影響による売上減少が撤廃されました。

2. 産業構造転換枠が新設されました。

●石油卸売業・ガソリンスタンド・燃料小売業が指定業種になりました。

	補助金額	補助率	追加要件
産業構造転換枠	【従業員 20 人以下】 100 万円～2000 万円	中小企業者	国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の中小企業等が取り組む事業再構築を支援
	【従業員 21～50 人】 100 万円～4000 万円	2/3	
	【従業員 51 人～100 人】 100 万円～5000 万円		
	【従業員 101 人以上】 100 万円～7000 万円	中堅企業	
	※廃業費を最大 2000 万円上乘せ	1/2	

3. 事業再構築の定義については「新分野展開」及び「業態転換」が「新市場進出」に統合されました。

#### ●申請の要件

補助申請者は中小企業者、中小企業

##### ①事業再構築に取り組む

経済産業省が示す「事業再構築指針」に沿った新市場進出（新分野展開・業態転換）、事業・業種転換事業再編を行う。

##### ②認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する

・事業再構築の事業計画を認定支援機関等と相談のうえ策定する

・事業計画は補助事業終了後3～5年で（ア）または（イ）いずれかを見込むものとする

（ア）事業計画期間において付加価値を年率3.0%以上増加させる（企業の事業規模を拡大させるケース）

（イ）事業計画期間において従業員1人当たりの付加価値額を年率平均3.0%以上増加させる（生産を向上させるケース）

##### ③その他申請枠前の追加要件

● お問い合わせ先: 全国石油商業組合連合会 経営相談室 浦辻 TEL03-3593-5816  
今井 03-3593-5835